

産業廃棄物 金属等検定方法の一部を改正する告示の公布について



産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年環境庁告示第 13 号)の一部を改正する告示が、平成 25 年 2 月 21 日に公布されました。改正の概要は以下の通りです。

- 日本工業規格改正に伴う所要の改正。
- 溶出溶媒:pH 調整を不要とし、JIS K 0557 に規定する A3 または A4 のものとする。
- 容器容積比:容器の容積は溶媒の体積のおおむね 2 倍とする。
- 振とう条件:水平振とうとする。
- ろ過操作:遠心分離した後、ろ過操作を行う。
- ろ紙の材質:メンブランフィルターとする。
- 揮発性有機化合物に対するろ過操作:ろ過操作なしとする。
- ベリリウムへの ICP 質量分析法の採用
- 1,4-ジオキサンの検定方法については、以下の方法を採用
 - [1]海洋投入処分を行おうとする有機性汚泥:溶媒抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法
 - [2] [1]以外の産業廃棄物:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号)付表 7 に定める方法。

この告示の適用日は平成 25 年 6 月 1 日とされています。

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013年 2 月 21 日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸